

生駒市条例第 3 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 1 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 の 2 の項中

床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 125,000 円を加算した額
--	---

を

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額には 60,000 円(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ処理場その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するもの(以下この項、7 の 2 の項、52 の 2 の項及び 52 の 3 の項において「工場等」という。)である場合には、17,000 円)を加算した額
床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 78,000 円(工場等である場合には、22,000 円)を加算した額
床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 125,000 円(工場等である場合には、52,000 円)を加算した額

に改め、

「162,000 円」の次に「(工場等である場合には、77,000 円)」を、「194,000 円」の次に「(工場等である場合には、95,000 円)」を、「227,000 円」の次に「(工場等である場合には、117,000 円)」を、「294,000 円」の次に「(工場等である場合には、161,000 円)」を、

00円)」を加え、同表の7の2の項中

床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 125,000 円を加算した額	を
--	---	---

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 60,000 円(工場等である場合には、17,000 円)を加算した額	に改め、
床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 78,000 円(工場等である場合には、22,000 円)を加算した額	
床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 125,000 円(工場等である場合には、52,000 円)を加算した額	

「162,000円」の次に「(工場等である場合には、77,000円)」を、「194,000円」の次に「(工場等である場合には、95,000円)」を、「227,000円」の次に「(工場等である場合には、117,000円)」を、「294,000円」の次に「(工場等である場合には、161,000円)」を加え、同表の51の項中「場合にあつては」を「場合には」に、

床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	381,000 円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300 円)	を
--	--	---

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	297,000 円(低炭素建築物適合計画である場合には、18,700 円)	に、
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	381,000 円(低炭素建築物適合計画である場合には、29,300 円)	

床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	154,000 円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300 円)	を
--	--	---

床面積の合計が 300 平	118,000 円 (低炭素建築物適合計画
---------------	-----------------------

<p>ギ適対う部基条号用係 ル能にの宅て11をに ネ性定査住つ第第準の 工費判審非あ令項基も査 物消性る、で省1のた審 築一合すち分準第イいる</p>	2,000 平方メートル未 満のもの	46,000 円)
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未 満のもの	543,000 円(工場等 である場合には、 107,000 円)
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	669,000 円(工場等 である場合には、 157,000 円)
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未 満のもの	790,000 円(工場等 である場合には、 194,000 円)
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未 満のもの	901,000 円(工場等 である場合には、 239,000 円)
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のも の	1,124,000 円(工場等 である場合には、 330,000 円)
	<p>建ル能の 築ギの 一能の 向法 する 第2 条第 3項 の建 築能 変更 一合 すち 分準 第1 のた 審査</p> <p>の消上 の法第 規2 定第 建13 築条 能項 変更 一合 すち 分準 第1 のた 審査</p> <p>ネ性関 に第12 は3 よネ性 の建ギ 適対う 部基条 号用係</p>	床面積の合計が 300 平 方メートル未満のもの
床面積の合計が 300 平 成メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの		116,000 円(工場等 である場合には、 29,200 円)
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの		152,000 円(工場等 である場合には、 41,000 円)
床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未 満のもの		245,000 円(工場等 である場合には、 100,000 円)
床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの		320,000 円(工場等 である場合には、 150,000 円)
床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未 満のもの		384,000 円(工場等 である場合には、 185,000 円)
床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未 満のもの		450,000 円(工場等 である場合には、 230,000 円)
床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のも の		583,000 円(工場等 である場合には、 319,000 円)
建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性	床面積の合計が 300 平 方メートル未満のもの	11,500 円

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	115,000 円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、18,700 円)
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	151,000 円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、29,300 円)

に、

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額
---	---

を

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査	次に掲げる額を全て合算した額 ア 戸建住宅審査に掲げる手数料の額 イ 共同住宅審査に掲げる手数料の額 ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料の額 エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料の額

に改め、

同表の 5 4 の項中「第 2 9 条第 1 項」を「第 3 4 条第 1 項」に、「第 3 0 条第 2 項」を「第 3 5 条第 2 項」に改め、同表の 5 5 の項中「第 3 6 条第 1 項」を「第 4 1 条第 1 項」に、「場合にあつては」を「場合には」に、「1 戸建ての住宅であつて基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)」を「1 戸建ての住宅であつて基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(i)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)」に、「戸建住宅仕様審査」を「戸建住宅仕様等審査」に、「共同住宅であつて基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)」を「共同住宅であつて基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(ii)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)」に、「共同住宅仕様審査」を「共同住宅仕様等審査」に、

床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	378,000 円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合には、29,300 円)	を
--	--	---

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	293,000 円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合には、18,700 円)	に、
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	378,000 円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合には、29,300 円)	

床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	151,000 円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合には、29,300 円)	を
--	--	---

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	115,000 円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合には、18,700 円)	に改める。
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	151,000 円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合には、29,300 円)	

別表第 2 の備考中第 10 項を第 11 項とし、第 4 項から第 9 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前項の規定により算定する床面積は、当該建築物の増築又は改築の場合であって、当該増築又は改築に係る建築物について基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により 1 次エネルギー消費量（同号イの 1 次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積とする。

別表第 2 の備考に次の 1 項を加える。

- 12 第 4 項の規定は、前 3 項の規定により算定する床面積について準用する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。